改正案	現	行
(職務専念義務免除の手続)	(職務専念義務免除の手続)	
第三十三条 職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭	第三十三条 職員が、職務に専念する義務	3務の特例に関する条例(昭
和二十六年石川県条例第二十七号) に基づく、職務専念義務の免	和二十六年石川県条例第二十七号) に基づく、	基づく、職務専念義務の免
除(以下「義務免」という。)を受けようとするときは、その理由、	除(以下「義務免」という。)を受けようとするときは、その理	うとするときは、その理由、
期間等を記載した書面により、校長の承認を受けなければならな	期間等を記載した書面により、校長の承認を受けなければならな	承認を受けなければならな
い。ただし、義務免を受けようとする日数が引き続き八日以上に	い。ただし、義務免を受けようとするロ	免を受けようとする日数が引き続き八日以上に
わたる場合、又は職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和	わたる場合、又は職務に専念する義務	又は職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和
三十年石川県人事委員会規則第五号) 第十二号に該当する場合は、	三十年石川県人事委員会規則第五号) 第十一号に該当する場合は、	7十一号に該当する場合は、
教育長の承認を受けなければならない。	教育長の承認を受けなければならない。	